

議第83号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「職員」を「職員並びに人事委員会規則で定める職員」に改める。

第6条の6第1項第1号中「商工労働部産業政策課」を「産業労働部商工産業政策課」に改める。

第7条第1項中「水産試験場、内水面水産試験場」を「水産研究所、内水面水産研究所」に改める。

第11条第1項中「水産試験場」を「水産研究所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第1項第1号の規定は、令和2年4月18日から適用する。

提 案 理 由

防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象とする職員を追加する等のため提案するものである。

議第86号

知事等の給与の特例に関する条例の設定について

知事等の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

知事等の給与の特例に関する条例

知事、副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員には、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年6月1日の基準日（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第20条第1項に規定する基準日をいう。）に係る期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

知事等に対して令和2年6月1日の基準日に係る期末手当を支給しないこととするため提案するものである。